

(法務委員会)

船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第七号）（衆議院送

付）要旨

本法律案は、千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する千九百九十六年の議定書の改正に伴い、船舶の所有者等がその責任を制限することができる債権についての責任の限度額を引き上げようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 責任の限度額の引上げ

1 船舶の所有者やその被用者等又は救助船舶に係る救助者・当該救助船舶の船舶所有者やこれらの被用者等についての責任の限度額を、責任を制限しようとする債権が物の損害に関する債権のみである場合とそれ以外の場合とに区分して、それぞれ船舶のトン数に応じて、従来の一・五一倍の金額に引き上げる。

2 救助船舶に係る救助者以外の救助者又はその被用者等についての責任の限度額を、責任を制限しようとする債権が物の損害に関する債権のみである場合とそれ以外の場合とに区分して、それぞれ従来の

一・五一倍の金額に引き上げる。

二 施行期日等

1 この法律は、平成二十七年六月八日から施行する。

2 この法律の施行前に発生した事故から生じた債権についての責任の制限については、なお従前の例による。